

「中部横断自動車道八ヶ岳南麓の会」からの文書

(平成25年10月20日)

団031-1

2013年10月20日

国土交通省関東地方整備局甲府河川道路事務所 所長殿
北杜市中部横断自動車道活用検討委員会 委員長殿

中部横断自動車道八ヶ岳南麓の会

現時点において当会の会員から現状を踏まえた意見を広く集めました。その意見を集約したものを以下に申し述べます。

1 当会としての集約意見

当会の結論として、『中部横断自動車道の八ヶ岳南麓エリアについては、国道141号の整備拡充あるいは国道141号に沿って高規格道路化を進めるべきである』と進言します。

2 集まった意見の要約

- ・当会は、高規格道路の全国ネットワーク化そのものに反対するものではありません。
- ・当会は、高速道路の八ヶ岳南麓エリア(概ね川俣川、須玉川または国道141号線より西側の地域)の通過に反対します。
- ・国土交通省による八ヶ岳南麓エリアの道路建設に関する意思決定プロセスは、地域住民をないがしろにしているだけでなく、正当なものではなく、決定そのものが無効です。
- ・北杜市当局および北杜市中部横断自動車道活用検討委員会の進め方は、市民の真の声を聞かず、地域を牛耳っている一部の人間による私利私欲に基づき一昔前の非民主的方法で進められていると私たちは感じています。
- ・日本の国が置かれている財政状況から常識的に考えて、東北復興を優先することは当然として、道路整備の分野にだけに限っても、中部横断自動車道の当エリアは劣後順位とすべきものです。
- ・これからのスローツーリズムの時代の八ヶ岳南麓地域の観光業を含めた活性化を考えると、高速道路はプラスにならずマイナスに作用すると考えます。

3 集まった意見の各論

(1) 高速道路建設に至る当局内の意思決定プロセスについて

国土交通省による八ヶ岳南麓エリアの道路建設に関する意思決定プロセスは、地域住民をないがしろにしているだけでなく、正当なものではなく、決定そのものが無効と考えます。その国交省の手法は以下のとおりです。

これまでの経緯を辿って見ると、見かけ上の民主的な形式を装ってはいるものの全ては国交省主導により当初からの高速道路建設の意図を貫徹していることが透けて見えています。

現時点から振り返ってみると、評価制度という民意を反映すべく設計された制度に則ったポーズを探りながら進められてきたが、初めから建設ありきであったことが明らかです。第1回アンケートに基づいて、委員会の意見を取り入れ国道141号改良案を第2回アンケート時に加えておきながら、国交省のやらせ工作も実らず、住民の当改良案への圧倒的支持が示された途端、アンケート集計の捏造を行い、無理やり当案を葬りました。その後も、地域行政に委ねるポーズを探りながら、国土交通省主導で、北杜市中部横断自動車道活用検討委員会自動車道を設置しました。

団031-2

このような意思決定プロセスは、行政手続きとして不当であり、無効です。

また、中部横断道計画段階評価が開始された当初、国土交通省職員が、「地元住民が高速道路を必要としない場合は国土交通省の描いた計画をそのまま進めるわけには行きません、同様な事例は他にもある」と明確に発言されています。この発言を踏まえると、今後国土交通省はこれまでの北杜市民の反対意見や行動実態を知りながら、これを無視して強引に高速道路の推進を進めることは許されるものではありません。

(2) 中部横断自動車道(山梨〜長野区間)計画及びB案(2012年11月21日WG提示)について

国土交通省の審議会で示されたとおり、この地域の将来人口減少は相当なものがあり、利用者も当然ながら伸びるはずがありません。加えて今まで作ってきた道路などのインフラの維持管理コストはこれから膨大なものになります。そのなかで、さらに赤字を増やす赤字路線が確実な長坂一八千穂区間に中部横断自動車道は必要と言えるのか、甚だ疑問です。

北杜市にとっては、国道141号を改良し、側道やトンネルによりカーブや急坂や冬期凍結区間を改善の方が地域経済の発展に有益で、それでも高速が必要なら141号沿いに高速を通し須玉IC以東で中央道に接続するルートが改善の策であると考えます。

(3) 北杜市中部横断自動車道活用検討委員会について

そもそも、北杜市当局は、中部横断道整備は地元の悲願であるとし、それに形式理屈を貼り付けたものを北杜市民の意見集約と決めつけ、安易に国に「お願い」する発想と体質であり、その一方で異論(※)を唱える一般市民の声を聞こうとしない市の姿勢は、北杜市及び北杜市の将来に対して誠に無責任です。

(※ いかなる高速も絶対反対から、自宅の近くにさえ通らなければ高速賛成まで様々な異論があり、対話のしようはいろいろでもあるのですが、その対話姿勢がほとんど見えないうのが実態)

北杜市当局は、ことあるごとに中部横断自動車道は国の責任であるとし、説明の場からことごとく逃げて説明を国に押し付けつつ、その一方で県とともに中部横断道整備決起集会の開催や国への陳情等を行い、相変わらず市民の異論を聞かない姿勢は実にわかりやすいです。

また、それまでルート案に特段の意向を示さなかった市長が突然B案を支持する声明を出したことは、北杜市役所内でも、議会でも全く議論せずに市長独断で出されたものであり、かつ市観光協会も市商工会も、会員の意見も聞かず支持の意見を出したものです。それぞれの組織も役員や会員個人としては反対の方がいますが、組織としては市長のエイスマンになり高速への支持をしているのが実態です。これら、内部の声をまっとうに取り上げるプロセスに欠ける組織の長を委員にし、かつ彼らの意見が市民の声としてオーソライズされ、異論は排除される過程になっていることも疑問です。

北杜市中部横断自動車道活用検討委員会は形式上は北杜市に事務局がありますが実態は国土交通省の指導により設置されたものであり、委員の多くが充て職(観光協会会長、商工会会長等)による任命とは言え、ただでさえ地元で異論のある高速に関する委員会なのですから、疑惑を持たれるような人選はすべきではありません。その人選の問題が表面化した現在、検討委員会に対する信頼も意義も失われたとみなすべきで、2012年10月4日関東地方小委員会の「事実上の白紙撤回」(石田小委員長発言)の時点に立ち返り、プロセスをやり直すべきと考えます。

(4) 高速道路と北杜市の重要産業である観光業との関連について

北杜市、特に八ヶ岳地域は、我が国でも屈指の眺望景観が地域の価値であり、それがあからこそ人も集まって北杜市の最重要産業である観光業の基盤となっています。

景観は八ヶ岳の命であり、南麓を通る中部横断自動車道はその景観を破壊するものです。

また、南麓エリアには高速道路がないから入り込み客が多いのであって、長坂から清里に中部横断自動車道を通せばそれら入込客の大半は通過型になり、地域経済にとり大きな打撃となります。北杜市観光協会は中部横断自動車道建設促進を主張していますが、通過型観光地となることを自ら望むような主張をする思考が理解不能です。

■「中部横断自動車道八ヶ岳南麓の会」からの文書

(平成25年10月20日)

(5) 高速道路によるマストツーリズムと、八ヶ岳南麓のスローツーリズムは矛盾する 団031-3

北杜市の主要産業である観光業ですが、その観光スポットは、清里だけではなく、八ヶ岳南麓全体(清里～大泉～長坂～小淵沢)、武川・白州エリア、須玉エリアなど、多種多様に広がっています。そのどれも景観や高度差の違いがあり、山梨県や北杜市の要望書で言うような清里だけが市内の観光ではありません。

景観形成により地域の価値を高めているよい実例として、北杜市高根町清里に、朝日ヶ丘地区(※)があります。清里駅との距離はわずかですが、印象は全く異なります。

<http://www.asahigaokahan.com/>

<http://yatsugatake-keikan.net/study/2006/study2.html>

一方、清里から西の八ヶ岳南麓エリアは、著名な観光スポットは少ないですが個性的な店が多く、それが八ヶ岳ファンを呼ぶ一つの理由となっています。前時代的な店や観光スポットが目立つ清里には行かない観光客も相当いると聞いています(大泉から旧清里有料道路を抜けて清里駅前に出ると非常に興ざめするのが実感です)。かつ、八ヶ岳南麓を訪れるリピーターの多くは、八ヶ岳を中心として雄大な自然景観と身近に自然が残されているからこそ八ヶ岳に、北杜市に訪ねて来るのだと聞いています。そして、アクセスに不便を感じている方は稀であり、小淵沢、須玉、長坂ICから目的地への景色をゆっくり楽しめるのが魅力の一つであることもよく言われることです。

北杜市は、スローツーリズムの考えを強く打ち出した「リトリートの社」(※)を主導しており、言行一致が求められます。

http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/komoku/manabu_asobu/kanko/1306284457-38.html

これと相矛盾するのが、1980年代に観光客が急増しその後急減、今ではバブルの残滓のようなJR清里駅前の商店街です。数年前、駅前だけは補助金を使って整備しましたが、一時期芸能人の店などが乱立した駅前商店街は「サムい」としか表現のしようがない実態です。

その原因は、以前のように大量消費をする時代ではなくなってきているため、マストツーリズムで訪れる観光客を相手にした単なる観光店は立ちゆかなくなっているからです。

マストツーリズムのスポットとなっている清泉寮や萌木の村の集客力は相当なものがありますが、実際には、見るだけの客の増加であり、一人当たりの購買単価の減少に直面していると聞いています。しかし、現在は、家族や友人でゆっくりと楽しむスローツーリズムの時代となっており、清里もその波からの例外ではありません。

1980年代以前ならともかく、便利になり観光バスが大量に乗り付けるようになると観光地の価値が下がるのが実態です。価値の高い観光スポットとは、せわしなく行くところではなく、少人数で長時間滞在ができるという評価が全国的に定着していると思います(近県の例では長野県小布施町)。

また、リピーターができるかどうか大変重要なポイントです。自然に大幅に手を加えるリゾートは90年初頭で終了しました。今は、八ヶ岳という全国的にも非常に高い価値を持つ自然と景観をうまく生かした観光業を作っていく時代です。

中部横断自動車道八ヶ岳南麓の会 への連絡先



■「北杜市市民の会」からの通知書(平成25年10月21日)

団032-1

通知書

平成25年10月21日に配達証明によりBルート案内に存在する■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■氏、■■■■■■■■■■氏とそれぞれの兄弟、白倉北杜市長が立ち上げた活用検討委員会 ■■■■■■■■■■と兄弟の土地など中部横断道を推進している方々の土地の謄本写しと、新聞記事写しをお送りしました。これらの土地に不正な取得は無いとは理解していますが、ルートの中に計画当初より先頭で建設推進している方々の土地が多く存在しておりBルート案の公平性と公共事業としての透明性に支障をきたしています。

平成25年10月7日、8日の毎日新聞と山梨日日新聞の報道でも北杜市の中部横断道活用検討委員会の委員のルート内の土地に関して、山梨学院大学の有識者は「公正

団032-2

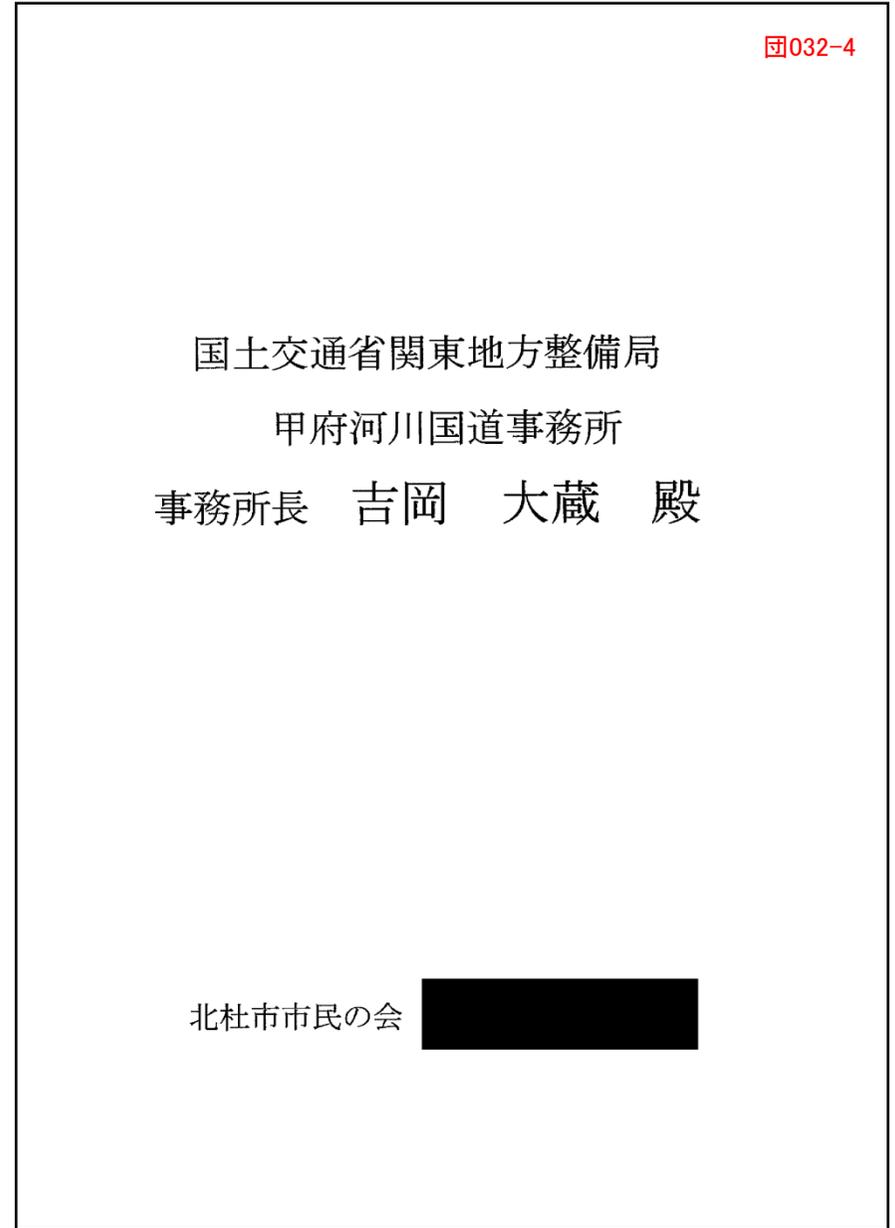
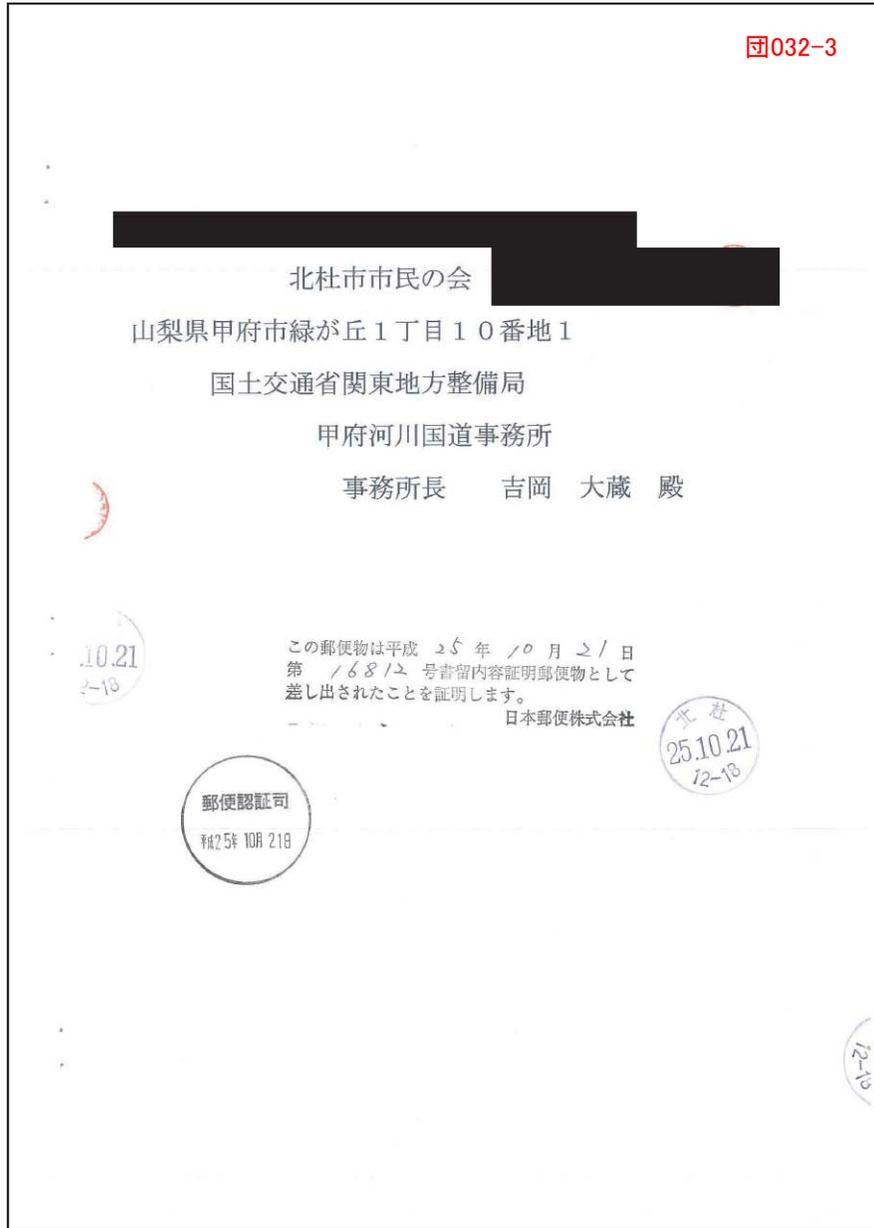
を期するため利害関係者は委員から外れるべきだ。」としています。

この事からも計画当初よりルートに意見を述べたり、ルートの線引きに深く関わる公人がルート案内に土地を所有すれば、同じ問題となり、北杜市市長 白倉政司氏、山梨県議会議員 浅川力三氏の辞職をしなければならぬと思いますが、今はまだルート案ですから公平性と公共事業の透明性確保と政治不信を招かないためにもBルート案の白紙撤回を強く求めます。

撤回できないとするのであれば、平成25年10月31日までに、白紙撤回できない理由と公人の土地問題が問題ないとする理由を書面にてご回答ください。

平成25年10月21日

■「北杜市市民の会」からの通知書(平成25年10月21日)



■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-5

要望書

第3回ワーキンググループにおいて、中部横断道ルートB案が決議されましたが、このルート案の中には公人やその兄弟や、北杜市の中部横断道活用検討委員会の副委員長と委員二人が広大な土地を所有しています。(資料として土地登記簿を添付しました)

この事実は、高速道路のルート案として公平性と公共事業としての透明性に支障をきたしています。

一般の国民からBルート案の中の土地を見れば不透明に映ると思います。(添付資料1) これらの土地が長坂に接続する理由かと誤解を生んでも仕方がない土地の面積です。(添付資料2)

甲府河川 [] が国土交通省としての意見として述べた、ルート案内に誰の土地が有ろうと関係ないし、土地持ちが多い地方なのでこのルートを選定しても同じ結果と言われましたが、では今のルートを北側に1キロ幅でルートを引き直したら、同じように市長や県議会議員の土地が入るのですか？(登記簿でお示ください)

もし同等の面積の同一公人の土地が入れば国土交通省の見解を理解し納得したいと思います。現在判明しているルート案の中に存在する土地は約43,908坪です。一般国民にとってこの面積は、

団032-6

天文学的広さです。

平成25年10月7日と8日の毎日新聞、山梨日日新聞の記事(添付資料3,4)で山梨学院大学の [] は「仮に委員の土地が建設予定地になれば、買収などで利益が出る可能性がある。公正を期すため利害関係者は委員から外れるべきだ」と述べています。

これらの記事は北杜市が主催する中部横断道活用検討委員会の建設を推進する委員の土地所有に関する記事ですが、同じことがルート案内に土地を所有する公人の方々にも言えると思います。

公人の方も国土交通省に自分の土地を報告してあればたまたまルート案の中に存在していると言えますが、国土交通省には公人の土地の存在を知らなかったと発言しています。

土地の取得に違法性が無くともルートの案に中部横断道の建設に、邁進する二人の公人の土地が存在し、推進する北杜市の活用検討委員会の主要委員二人が広大な土地を所有し在籍すれば、公平に欠けたルート案だと認識されても仕方がないことです。

私たち北杜市市民の会と致しましては、政治不信を招かないためにも即刻、今のルート案の白紙撤回を求めます。

平成25年10月21日 北杜市民の会 []

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-7

山梨県民、北杜市民の皆様へご報告

中部横断道八ヶ岳南麓Bルート案の不透明な実態。

ルート案の中に [] さんと兄弟、 [] さんと親族、活用委員会 [] と兄弟の土地が有ることが判明いたしました。広さなんと約43908坪（登記簿確認済）

これらの土地を皆様はどの様に考えますか？

市長は北杜市議会にも因らず一部の職員と相談し、あたかも市民全体の意見として国土交通省に提言しています。（証拠録音有）又、市長が主催する中部横断道活用検討委員会の主要メンバーはルート案内に膨大な土地を所有。これを皆様はどの様に考えますか？

・ルート図と [] と県議会議員、活用委員会メンバー親族の土地の位置



・双葉、須玉接続ではなぜだめなのか？●に関係しているのか？
（双葉、須玉なら東京へのアクセス良好）

北杜市と山梨県、国土交通省は政治不信を招かないためにもB案の白紙撤回をお願いいたします。

団032-8

町別土地の集計詳細

[] 氏	5,346 m ²	(約 1,620 坪)	高根町堤
[] 兄	22,666 m ²	(約 6,868 坪)	高根町堤
[]	47,321 m ²	(約 14,339 坪)	高根町堤
[] 兄弟	51,613 m ²	(約 15,640 坪)	須玉町神津金
浅川力三氏	12,122 m ²	(約 3,673 坪)	高根町清里
[] 親族	3,008 m ²	(約 911 坪)	高根と長坂町
	2,823 m ²	(約 855 坪)	高根町浅川
計	144,899 m ²	(約 43,908 坪)	

(以上の土地は法務局で確認済みです。)

長坂接続の途中に存在する高根町堤の [] 氏他と兄弟の土地と [] 氏親族の大八田の土地(計 23,740 坪)が、ジャンクションが長坂でなければならない理由なのではないのか？

他の長坂ジャンクションの理由と根拠の資料は国土交通省により廃棄処分になっている。

(長坂ジャンクションの正当だとする証拠は存在しない。)

北杜市市民の会 []

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-11

土地登記簿写し

北杜市長 白倉政司

高根町堤の土地 3筆

5,346 m² (約 1,620 坪)

■■■■の兄

高根町堤の土地 2筆

22,666 m² (約 6,868 坪)

団032-12

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年6月14日	不動産番号	■■■■
地図番号	F1 43-3	筆界特定	[否]		
所在	■■■■			[否]	平成16年11月1日変更 平成17年2月22日登記
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
■■■■					
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
■■■■					

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成25年7月22日
甲府地方法務局証明出張所

登記官

増田勝義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D44110 (1/3)

1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-13
全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年6月14日	不動産番号	[黒塗り]
地図番号	F1 43-3	筆界特定	[全頁]		
所 在	[黒塗り]	[全頁]		平成16年11月1日変更 平成17年2月22日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付 [登記の日付]	
[黒塗り]					
権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
[黒塗り]					

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年7月22日
甲府地方法務局北杜出張所

登記官 増田勝義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D44110 (3 / 3) 1 / 1

団032-14
全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年6月14日	不動産番号	[黒塗り]
地図番号	F1 43-4	筆界特定	[全頁]		
所 在	[黒塗り]	[全頁]		平成16年11月1日変更 平成17年2月22日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付 [登記の日付]	
[黒塗り]					
権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
[黒塗り]					

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年7月22日
甲府地方法務局北杜出張所

登記官 増田勝義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D44110 (2 / 3) 1 / 1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

全部事項証明書 (土地) 団032-15

表題部 (土地の表示)		調製 平成11年6月14日	不動産番号
地図番号 F1 43-2外	筆界特定 [空白]		
所在		[空白]	平成16年11月1日変更 平成17年2月22日登記
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年6月13日
甲府地方務局重崎出張所 登記官 増田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D42264 (2/2) 1/1

全部事項証明書 (土地) 団032-16

表題部 (土地の表示)		調製 平成11年6月14日	不動産番号
地図番号 F1 43-2外	筆界特定 [空白]		
所在		[空白]	平成16年11月1日変更 平成17年2月22日登記
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年6月28日
甲府地方務局重崎出張所 登記官 増田 勝 義

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D43040 (1/1) 1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-17

土地登記簿写し

山梨県県議会議員

北杜市観光協会会長

中部横断道活用検討委員会

委員 浅川力三

高根町浅川と清里の土地 6筆

12,122 m² (約 3,673 坪)

北杜市観光協会として平成25年5月21日に
建設推進の要望書を国土交通省に提出している。
県議会議員 浅川力三は建設推進している。

団032-18

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年6月14日	不動産番号	
地図番号	B1 34-1外	境界特定	[余白]		
所在	[余白]			平成16年11月1日変更 平成17年2月7日登記	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付 [登記の日付]		
[余白]					
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
[余白]					

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年8月2日
甲府地方法務局韭崎出張所

登記官

増田 勝 義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D44905 (1/1)

1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-19

登記事項要約書 土地

1	表題部	[Redacted]
	権利部 所有権	
	権利部 乙区	
2	表題部	[Redacted]
	権利部 所有権	
	権利部 乙区	
3	表題部	[Redacted]
	権利部 所有権	
	権利部 乙区	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 P44128 1/2

団032-20

登記事項要約書 土地

4	権利部 乙区	[Redacted]
	表題部	
	権利部 所有権	
5	権利部 所有権	[Redacted]
	権利部 乙区	
	表題部	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 P44128 2/2

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-21

土地登記簿写し

中部横断道活用検討委員会

副委員長

高根町堤の土地 2筆

47,321 m² (約 14,339 坪)

北杜市商工会会長として平成 25 年 5 月 23 日に
建設推進の要望書を国土交通省に提出している。

は建設推進している。

団032-22

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 平成11年6月14日	不動産番号
地図番号 F1 44-4外	筆界特定 [全頁]		
所在	[全頁]	平成16年11月1日変更 平成17年2月22日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)
権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48281 (1/3) 1/2

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-23

全部事項証明書 (土地)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者
付記1号			
付記2号			

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成25年10月2日
甲府地方支務局並崎出張所 登記官 増田勝義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48281 (1/3) 2/2

団032-24

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示) 調製 平成11年6月14日 不動産番号 [黒]

地図番号 [余白] 筆界特定 [余白]

所在 [黒] [余白]
平成16年11月1日変更
平成17年2月2日登記

① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)

権利部(甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48286 (1/3) 1/2

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-27

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	[黒塗り]
地図番号	H1 44-1	筆界特定	[空白]		
所在	[黒塗り]	[空白]	平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記		
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】		
[黒塗り]					

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
[黒塗り]			

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方方法務局基崎出張所

登記官

増田勝義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48069 (1/10)

1/1

団032-28

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	[黒塗り]
地図番号	H1 34-3外	筆界特定	[空白]		
所在	[黒塗り]	[空白]	平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記		
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】		
[黒塗り]					

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
[黒塗り]			

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方方法務局基崎出張所

登記官

増田勝義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48069 (4/10)

1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-29

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	[黒塗り]
地図番号	H1 34-3外	筆界特定	[空白]		
所在	[黒塗り]	[空白]	平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記		
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)		
[黒塗り]					

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
[黒塗り]			

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方法務局韮崎出張所

登記官

増田 勝 義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48069 (5/10) 1/1

団032-30

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	[黒塗り]
地図番号	H134-3外	筆界特定	[空白]		
所在	[黒塗り]	[空白]	平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記		
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)		
[黒塗り]					

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
[黒塗り]			

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方法務局韮崎出張所

登記官

増田 勝 義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48069 (6/10) 1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-31

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 平成11年2月24日	不動産番号
地図番号 H1 34-3外	筆界特定 [否]		
所在	[否]	平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
[Redacted]			
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
[Redacted]			

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方法務局重崎出張所

登記官

増田勝義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48069 (7/10)

1/1

団032-32

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 平成11年2月24日	不動産番号
地図番号 H1 24-3外	筆界特定 [否]		
所在 北	[否]	平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
[Redacted]			
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
[Redacted]			

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方法務局重崎出張所

登記官

増田勝義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48070 (3/4)

1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-33

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 平成11年2月24日	不動産番号
地図番号 H1 24-3外	筆界特定 [塗白]		
所在		[塗白]	
		平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
[Redacted]			

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
[Redacted]			

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方務局重崎出張所 登記官 増田勝義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48069 (2/10) 1/1

団032-34

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 平成11年2月24日	不動産番号
地図番号 H1 24-1外	筆界特定 [塗白]		
所在		[Redacted]	
		平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
[Redacted]			

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
[Redacted]			

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方務局重崎出張所 登記官 増田勝義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D48069 (3/10) 1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

全部事項証明書 (土地) 団032-35

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	[REDACTED]
地図番号	H1-34-1外	境界特定	[空白]		
所在	[REDACTED]	[空白]	平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記		
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
[REDACTED]					
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]		

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方法務局蒲崎出張所

登記官 増田勝義

整理番号 D48070 (4/4) 1/1

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

全部事項証明書 (土地) 団032-36

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年2月24日	不動産番号	[REDACTED]
地図番号	H1-44-1	境界特定	[空白]		
所在	[REDACTED]	[空白]	平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記		
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
[REDACTED]					
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]		
2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]		

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方法務局蒲崎出張所

登記官 増田勝義

整理番号 D48070 (2/4) 1/1

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-37

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 平成11年2月24日	不動産番号
地図番号 H34-3外	筆界特定 [念頁]		
所在		[念頁]	
		平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付 [登記の日付]

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方方法務局並輸出課所

登記官

増田勝義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48070 (1/4)

1/1

団032-38

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 平成11年2月24日	不動産番号
地図番号 H134-1外	筆界特定 [念頁]		
所在		[念頁]	
		平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付 [登記の日付]

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方方法務局並輸出課所

登記官

増田勝義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48069 (10/10)

1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-39

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 平成11年2月24日	不動産番号
地図番号 H1 24-3外	筆界特定 [空白]		
所在	[空白]	平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
1298番	山林	1586	[空白]

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
[空白]			

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方務務局並崎出張所

登記官

増田勝義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48069 (9/10)

1/1

団032-40

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 平成11年2月24日	不動産番号
地図番号 H1 44-1	筆界特定 [空白]		
所在	[空白]	平成16年11月1日変更 平成16年12月24日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
[空白]			

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
[空白]			

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年9月27日
甲府地方務務局並崎出張所

登記官

増田勝義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48069 (8/10)

1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-43

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 平成11年6月14日	不動産番号
地図番号 R52-2	筆界特定 [空白]		
所在	[空白]	平成16年11月1日変更 平成17年2月3日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】
[Redacted]			
権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
[Redacted]			

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年10月10日
甲府地方支務局龍崎出張所

登記官

増田 勝 義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48748 (3/6) 1/1

団032-44

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 平成11年6月14日	不動産番号
地図番号 R52-1外	筆界特定 [空白]		
所在	[空白]	平成16年11月1日変更 平成17年2月3日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】
[Redacted]			
権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
[Redacted]			

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年10月11日
甲府地方支務局龍崎出張所

登記官

増田 勝 義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48792 (3/5) 1/1

■「北杜市市民の会」からの要望書(平成25年10月21日)

団032-45

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年6月14日	不動産番号	[REDACTED]
地図番号	R52-2	筆界特定	[空]		
所在	[REDACTED]	[空]			
		平成16年11月1日変更 平成17年2月3日登記			
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
[REDACTED]					

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
[REDACTED]			

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成25年10月11日
甲府地方方法務局藍島出張所

登記官

増田 勝 義



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D48792 (4/5) 1/1